

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 川田有希，田中昭全 外4名

被告 国

原告ら第1準備書面

（立法事実の更なる進展 --- 同性婚及びこれに類似する制度の導入に関する様々な最近の取組み等）

2019年（令和）6月28日

大阪地方裁判所 第11民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

（はじめに）

原告らは、訴状第7項2（本件規定の違憲性が明白であること）において、国内外の諸事情・動向を挙げて「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条1項及び同14条1項違反であることは、遅くとも、原告らが日本において婚姻届を提出したときよりも相当前の時点において、国会にとって明白になっていた」と述べたところ（訴状83～84頁）、こうした諸事情・動向は更に進展の勢いを増しているため、同性婚及びこれに類似する制度の導入に関する様々な最近の取組み等について、以下のとおり、主張立証の補充を行う。

記

第1 日本国内における取組み等

1 地方自治体における取組み（パートナーシップ制度導入）

訴状第7. 2.（1）.ウ.（エ）において述べたように、訴訟提起時点までに、様々な地方自治体において、多様な性的指向の尊重ないし差別禁止を掲げる条例等が制定・施行されてきたほか（甲A68～74）、いわゆるパートナーシップ制度が次々と導入されてきた（甲A67, 甲A75～91）。パートナーシップ制度は、訴訟提起後の2019年4月、更に、

東京都豊島区（甲A115）、

東京都江戸川区（甲A116）、

東京都府中市（甲A117）、

神奈川県横須賀市（甲A118）、

神奈川県小田原市（甲A119）、

大阪府堺市（甲A120）、

大阪府枚方市（甲A121）、

岡山県総社市（甲A122）、

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

熊本県熊本市（甲A123）

の9自治体で新たに導入・施行された。

さらに、2019年6月3日から栃木県鹿沼市が開始し（甲A124）、宮崎県宮崎市も本日から宣誓受領証の交付を開始した（甲A125）。これにより、訴訟提起時までにパートナーシップ制度を導入していた11の地方自治体と併せ、合計22の地方自治体が現時点でパートナーシップ制度を導入している。

さらに、茨城県の大井川知事は6月24日、同性同士など性的少数者のカップルに証明書類を発行する「パートナーシップ宣誓制度」を7月1日から導入すると発表した（甲A126）。こうしたパートナーシップ制度が都道府県で導入されるのは初めてであり、人口的にも拡大の一途を辿っている。また、北九州市でも、同じく7月1日からパートナーシップ宣誓制度を導入する旨発表した（甲A127）。

更に、本件訴訟の原告ら2名が居住する香川県三豊市でも、山下市長が6月7日、「パートナーシップ制度」を、今年度中に導入する方針を市議会で示した（甲A128）。実現すれば、四国で初となる。上記をみればわかるように、パートナーシップ制度を有する自治体は、もはやいわゆる大都市に限定されず、これら自治体の擁する人口の合計は1800万人近くにも上る。いまや、日本の総人口の1割を超える人々が、同性カップルを家族と認める自治体のもとで暮らしているのである。

2 弁護士会

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

福岡県弁護士会は、2019年5月29日、同性間の婚姻の自由の保障を求めて、「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」を発表した（甲A129）。

3 各経済団体等

(1) 在日商工会議所

訴状第7. 2. (3). ウでも引用した、2018年9月19日の在日アメリカ商工会議所（ACCJ）による日本政府に対する同性カップルへの婚姻の権利を認めるための提言（甲A112）については、ACCJが取りまとめたものであるが、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）、在日英国商工会議所（BCCJ）、在日カナダ商工会議所（CCCJ）、在日アイルランド商工会議所（IJCC）が共同声明に当初加わったものであり（甲A130）、その後、在日デンマーク商工会議所（DCCJ）も支持を表明するに至った（甲A131）。

ACCJの人事委員長ジンジャー・グリッグスが、日経新聞に対し、上記共同声明の趣旨について寄稿をしている（甲A132）。その中で同氏は、「LGBTの婚姻権の実現は日本のビジネス環境の整備という視点からも重要であり、多様性と包含の促進に資する政策を支持するのは企業の社会的責任といえる」旨を述べている。

(2) 日本組織内弁護士協会（JILA）の提言

上記の提言がなされたことも踏まえ、日本組織内弁護士協会（JILA）は、2019年2月14日、日本における同性婚の導入の提言を行った（甲A133）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

同提言では、同性婚を社内規程上は婚姻と認めて福利厚生等において異性婚と同様に取り扱う日本の企業も現れ始めているところ（この点は、原告らが訴状第7. 2. (1). ウ. (オ)においても詳細に指摘したとおりである。）、このような私企業の支援は、同性カップルの婚姻の権利の問題が「基本的人権の問題であるという理解が根底にあるから」とであると指摘される所である。

4 国会

(1) 提訴日の国会質問

本訴訟が提起された2019年2月14日、第198回国会衆議院予算委員会において、尾辻かな子衆議院議員が政府に対し、同性婚制度に関する質問を行った（甲A134）。その中で、尾辻議員から、同性婚制度を巡る世界的状況や国内の状況を踏まえつつ、民法で同性婚を規定することは憲法上許容されるかどうか等の質問が行われた。

これに対し山下法務大臣からは要旨、憲法24条第1項において性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない、そして同性婚を認めるかどうかは家族のあり方の根幹にかかわる問題であり国民的な議論が必要であるから極めて慎重な検討を要する、といった回答のみが行われ、同性婚が憲法上禁止されているとの回答はなかった。

(2) 婚姻平等法案の提出等

立憲民主党、共産党、社民党の野党3党は、2019年6月3日、同性婚を可能とするために必要な法整備を行い婚姻の平等を実現するための民法改正案（婚姻平等法案）を国会に提出した（甲A135）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

同民法改正案においては、婚姻について「異性又は同性の当事者」が戸籍法の定めるところにより届け出ることによって成立する旨が明記されている（甲A136）。

また、他の野党としても、日本維新の会は、本年7月予定の参議院選挙で掲げる公約の原案を公表したが、その中で、「同性婚の容認」を打ち出している（甲A137）。

5 司法

こうした社会情勢の進展も背景として、司法においても、同性カップルの法的保護を承認する動向が現れつつある。

訴状第7. 2. (1). ウ. (ア)において記載した、1994年から日本人の同性パートナーと同居し共同生活を行ってきた台湾籍男性に対するオーバーステイによる退去強制処分に対し在留特別許可を求めるための退去強制令書発付処分等取消請求訴訟につき、被告の国が処分取消し及び在留特別許可を下すこととなり、これを受けて原告が訴えの取下げを行ったことによって同事件は終結した（甲A138）。

ハフィントンポストの取材に答えて法務省は、「これまでの在留状況や生活態度など、様々な要素を鑑みた上で総合的に判断して在留特別許可した」と述べているが、いずれにせよ被告による上記措置は、当該同性カップルが「日本人の配偶者等」と同様の実情にあると被告が認めたことを前提としなければ説明ができないものである。上記訴訟の顛末からすれば、被告自身、同性カップルに関し法律婚の夫婦と同様の法律上の取扱いや保護を受けるべき実態が存在し得ることについては、少なくとも認めざるを得なかったと思われる。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

第2 諸外国における取組み

1 台湾

訴状第7. 2. (2). イでも主張のとおり、2017年5月24日の台湾大法官解釈（司法院积字748号解釈）（甲A139）は、同性カップルの婚姻を認めていない台湾民法の規定を違憲としたものである。台湾においては、同大法官解釈に基づき、同性間の婚姻を法制化するための法案が閣議決定され、2019年5月17日に特別法が成立した（同年5月24日施行。）。

2019年4月23日からは同性カップルの婚姻届出の予約受付が開始されており、多数の婚姻届出の予約が既に受理されていることが報道されている（甲A140）。

2 エクアドル

エクアドルでは、2019年6月12日、最高裁が同性間の婚姻を認める判決を下した（甲A141）。

3 コスタリカ共和国

コスタリカ共和国においても、2018年1月10日に、米州人権裁判所において同性婚を社会的に認めるべきとの判決が下された。これを受け、カルロス・アルバラド大統領が、2020年5月26日から同性婚が認められる旨の発表を行ったとの報道がなされている（甲A142）。

第3 被告の認否（第1準備書面）と原告の主張予定

以上のとおり、最近の諸動向に照らしても、「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条1項及び同14条1項違反である」ことは、一層明らかになってきているのである。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第2回期日（20190705）で陳述されたものです。

原告の請求に対して、被告は、2019年7月5日付第1準備書面において、認否及び反論を行って来ているが、その実質的な反論部分は、全20頁のうち17～19頁のわずか3頁程に過ぎず、あまりに内容が希薄と言わざるを得ない。

例えば、国賠法1条1項の適用については、原告らも、立法不作為が国賠法上違法と評価される要件を最高裁判決を踏まえて論述している（訴状62～63頁）にもかかわらず、被告はただ同様な最高裁判例の基準を一般論として繰り返すに留まっており（準備書面18頁）、実質的な反論とは到底言い難い。

このように被告の反論はあまりに希薄で不明確な部分も多いので、求釈明も含め、適宜反論していく予定である。

以 上